

New 新しいプランができました

第4次横須賀市男女共同参画プラン (2013~2017)

1 誰もが個人として尊重され、暴力や不利益な扱いを受けることなく、自由に生き方を選択できる

男女共同参画社会実現に向けた4つの基本理念

3 性別による固定的な役割分担をなくすように努力する

このプランは、男女共同参画社会を実現するための市の基本計画です。「横須賀市男女共同参画推進条例」に掲げた基本理念の実現に向けて、同じく条例に定めた「基本的施策」を体系化して取り組みます。

各種意識調査の結果や前プランにおける課題、国の計画などを基に、パブリックコメントを経て策定しました。

位置付け

- 「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画
- 「横須賀市基本計画」の“健康でやさしい心のふれあうまち”を目指す分野別計画の一つ
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」に基づく市町村基本計画

新規事業

標語等の募集、女性の人材登録制度の構築、市内で働く女性の能力向上支援、市民活動団体等との協働、市内事業所の実態・意識調査など（10項目）

プランの閲覧、ダイジェスト版の配布は、人権・男女共同参画課（市役所2号館2階）、市政情報コーナー（市役所1階）、デュオよこすか、各行政センターで行っています。また、市のホームページでもご覧になれます。

2 誰もがあらゆる分野の方針決定に参画する機会が確保される

4 男女が協力し、社会の支援のもと、家庭における責任や役割を対等に果たす



取り組みの方向性	施策方針	現状（平成23年度）／目標・目標値（平成28年度調査）	主な事業
1 個人を尊重する意識づくり 	(1) 男女共同参画についての理解の促進 男女共同参画とは何か、その内容や必要性について理解を深めます。	意識調査で「男女共同参画」という言葉の認知度を上げる 現状：52.9% ⇒ 目標値：83.0%	●講座・講演会の開催●市民協働による啓発●標語等の募集●広報紙『New Wave』の発行●「デュオよこすか」における情報収集・提供
	(2) 固定的な性別役割分担意識の解消 性別にかかわらず、個人が自ら希望するライフスタイルを主体的に選択できるようにします。	意識調査で「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定する回答割合を下げる 現状：41.0% ⇒ 目標値：27%	●「固定的な性別役割分担意識」に関する情報提供●教職員に対する人権教育に関する研修の実施●「デュオよこすか女性のための相談室」の運営
	(3) 男性や子どもにとっての男女共同参画の推進 性別に関わりなく個性と能力を發揮できる男女共同参画社会は、男性にとってもより暮らしやすい社会です。男性や子ども・若者世代を対象にした取り組みを進めます。	意識調査で「人生設計に対する助言を性別で分ける」という考え方を肯定する回答の割合を下げる 現状：49.4% ⇒ 目標値：39.0%	●父親への子育て情報の提供●男性を対象とした講座の開催●市内事業所への情報提供●中学生を対象とした学習機会の提供
2 男女ともに社会のあらゆる分野に参画できる社会づくり 	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 市民の半分は女性です。多様な考え方を政策に反映させるため、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進めます。	横須賀市役所の女性管理職（課長級以上）の割合を上げる 現状：7.1% ⇒ 目標値：12%	●女性職員の能力発揮支援●若手女性職員の状況調査●女性人材登録制度の構築●防災分野における女性の参画促進
	(2) 働く女性への支援 日本は、結婚や出産を機に退職する女性の割合が先進諸国と比較して高い状況です。女性は男性と比べて非正規雇用の割合が高く、貧困に陥りやすい原因の一つになっています。就業継続や再就職など、女性の能力発揮を支援します。	意識調査で、女性の現在の働き方および理想の働き方の回答「ずっと働く」の回答割合を上げる 現状：現在の働き方=27.3%、理想の働き方 27.0% ⇒目標値：現在の働き方=50%、理想の働き方=50%	●起業、就業・再就職を目指す女性への支援●女性の生涯を通じた働き方に関する情報提供●市内で働く女性の能力向上支援
	(3) 地域活動における男女共同参画の推進 市民にとって最も身近な暮らしの場・地域でも、方針決定の過程には女性の参画が重要です。特定の性で主に担っている分野では、男女双方の参画が必要であり、地域における男女共同参画を進めます。	町内会・自治会における女性役員割合を上げる 現状：26.7% ⇒ 目標値：30%	●役員が女性である町内会・自治会の情報収集と提供●市民活動における男女共同参画の促進●自主防災組織への女性の参画促進
3 DV(ドメスティック・バイオレンス)やセクシュアル・ハラスメントを根絶する環境づくり 	(4) 事業所と連携したワーク・ライフ・バランス推進 市内で働く人のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を進めるためには、事業所との連携が不可欠です。実態を把握しながら、取り組みを進めます。	意識調査で「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度を上げる 現状：一 ⇒ 目標値：50%	●市内事業所の実態・意識調査●市内事業所におけるワーク・ライフ・バランス取り組み事例の紹介
	(5) 多様な育児等関連サービスの提供 個人が自ら希望するライフスタイルを主体的に選択し、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保するため、育児や介護などのサービスを提供します。	目標保育所待機児童をゼロにする 現状：36人 ⇒ 目標値：0人	●保育・介護サービス等の充実●家庭における養育支援●放課後児童の居場所づくり●女性の健康維持への支援●母子自立支援●母子家庭の母の就労支援
	(6) 市役所の男女共同参画モデル事業所の取り組み 条例では「市は、自ら率先して男女共同参画を推進し、及びその取り組み経過を公表することで、事業者のモデルとなるよう努めること」としています。事業所との連携を進め、男女共同参画の視点に立った事業の実施や職場環境の整備を行います。	市役所職員の1人平均月間時間外勤務時間数を下げる 現状：10.6時間 ⇒ 目標値：10.2時間（平成27年度実績）	●各課所属長（男女共同参画職場リーダー）を中心とした理解促進・職場環境の整備●時間外勤務時間縮減の取り組み●育児休業等の取得の取り組み
4 DV被害者への支援 	(1) DV(ドメスティック・バイオレンス)やセクシュアル・ハラスメントを根絶する環境づくり 被害者からの相談を受ける体制の充実、保護から自立支援まで、被害者の置かれた状況等に応じた支援を行います。	意識調査で、DVに関して「相談できる機関を知らない」の回答割合を下げる 現状：全体 13.0%（女性 16.4%、男性 8.1%） ⇒目標値：全体 8.0%（女性 8.0%、男性 8.0%）	●相談体制の充実●被害者の自立に向けた支援●関係機関との連携強化●職務関係者の配慮徹底
	(2) DVに関する啓発の充実 DVの認知度は高まっていますが、より正しく理解されるよう、啓発に努めます。	意識調査で、「配偶者や恋人など親しい間柄における暴力が一般社会における暴力と同様であると思う」の回答割合を上げる 現状：93.5% ⇒ 目標値：100%	●DVに関する啓発●データ DVに関する啓発●被害者に配慮した相談窓口の周知
	(3) セクシュアル・ハラスメントは人権侵害だという社会意識づくりの推進 セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、防止に向けて啓発します。	意識調査で、「性的な冗談や会話につきあわされた、または家族や知人がそうした経験をした」という回答割合を下げる 現状：女性 25.0%、男性 21.4% ⇒目標値：女性 16%、男性 10%	●セクシュアル・ハラスメントを理解する意識啓発●女性に対する暴力を許さない意識づくり